

# 食肉検査便り

発行者: 滋賀県食肉衛生検査所  
(近江八幡市長光寺町1089-10)

TEL: 0748-37-7037

FAX: 0748-37-5854

ホームページアドレス:

<https://www.pref.shiga.lg.jp/syokuniku/>

発行年月日

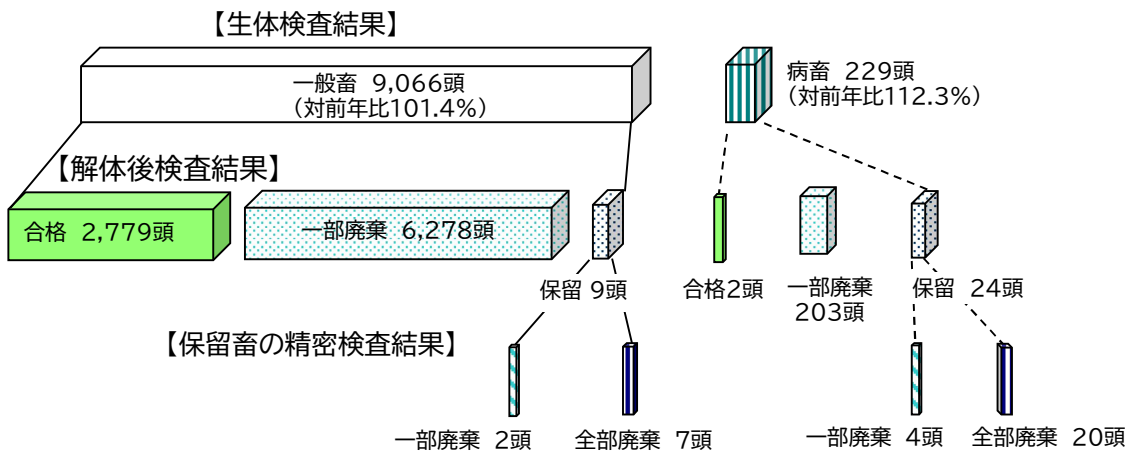
令和6年(2024年)6月13日 ◆第74号◆

## 1. 令和5年度 と畜検査結果

令和5年度のと畜検査結果は下表のとおりでした。

また、滋賀食肉センターにおける令和5年度のと畜頭数は9,295頭となり、昨年を上回りました。

牛と畜頭数 9,295頭(対前年度比:101.7%)



全部廃棄した27頭の内訳

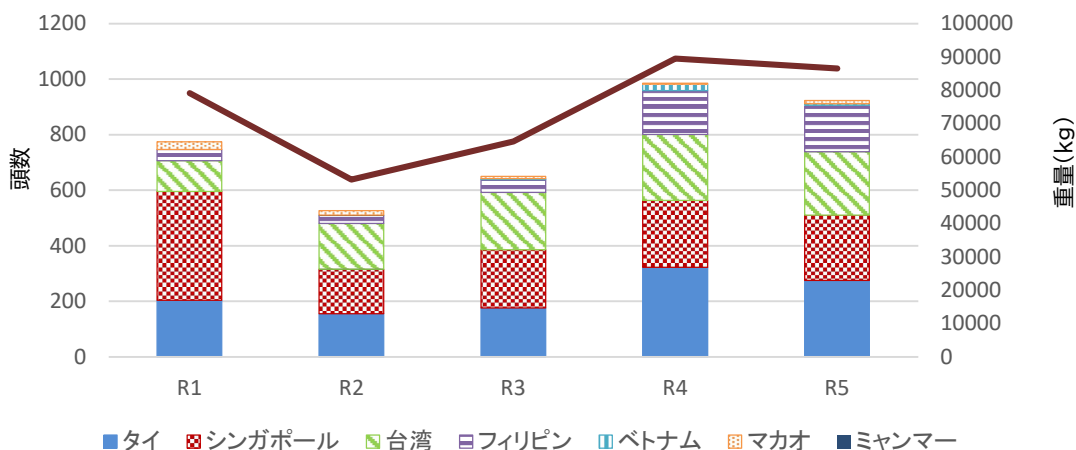
(尿毒症 11頭、牛伝染性リンパ腫(従前の牛白血病) 8頭、敗血症 4頭、高度の黄疸 2頭、  
膿毒症 2頭)

## 2. 令和5年度 輸出実績

牛肉の輸出については、令和元年度末から新型コロナウイルス感染症の流行により一時期影響を受けておりましたが、令和5年度の輸出頭数は923頭となりました。

また、輸出重量についても、令和5年度は86,451kgとなりました。

輸出頭数の推移



### 3. 食鳥処理施設の監視・指導について

加熱不十分な食鳥肉が原因と考えられる、カンピロバクター食中毒が発生しています。

そこで、県内の食鳥処理施設（大津市を除く。）33施設に対して、食中毒発生予防の観点から下記の点について監視・指導を行いました。

- ①食鳥肉を生食用として販売しないこと。  
（現在、県内の食鳥処理施設（大津市を除く。）から出荷されている食鳥肉は、**全て加熱用**です。）
- ②食鳥肉を販売する際は「加熱用」等の表示を行い、**生食用ではないことを確実に伝達**すること。
- ③生肉で他の食品を汚染しないようにすること、生肉を取り扱った調理器具は消毒すること。

県内のカンピロバクター食中毒発生件数

年度	件数(全件数)	原因順位
令和5年度	1件(7件)	2位
令和4年度	1件(5件)	3位
令和3年度	0件(6件)	-
令和2年度	5件(10件)	1位
令和元年度	2件(9件)	1位

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設数※	37	35	33
処理羽数	449,973	456,873	437,578
監視施設数(延べ数)	32	35	43

※年度末時点

### 4. 最近の出来事

- **非併設食肉処理施設でも輸出施設の認定がとれるようになりました(令和5年6月30日)**  
シンガポール、台湾および香港向け輸出牛肉について、取扱要綱の改正があり、と畜場に併設していない食肉処理施設(非併設食肉処理施設)についても一定の基準を満たせば輸出施設としての認定取得が可能となりました。
- **食肉衛生証明書申請手数料の改正(令和6年4月1日)**  
食肉衛生証明書1通につき一律870円の手数料となりました。
- **牛海綿状脳症(BSE)検査対象牛の月齢撤廃(令和6年4月1日)**  
BSE検査対象の牛について、「生後24 か月齢以上」が削除され、「と畜場における生体検査において行動異常又は神経症状を呈する牛」となりました。
- **と畜検査電子申請を開始(令和6年5月1日)**  
と畜検査申請の電子申請が可能となりました。

### 5. 新任職員の自己紹介



泉 尚志 (いずみ たかし)

今年度から新規採用職員として食肉衛生検査所に配属となりました泉と申します。新卒で令和6年度の滋賀県職員として採用されました。  
と畜検査員として、日々勉強し安心・安全な食肉の提供に努めて参ります。新米ではありますがどうぞよろしくお願いいたします。